

非常変災などによる授業の取り扱いについて

対象となる警報

暴風警報・暴風特別警報

レベル 4 危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）

レベル 5 特別警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）

(1) 池田市に上記の警報が発令された時

午前 7 時までに解除された時	定刻どおり授業開始
午前 10 時までに解除された時	4 限目より授業開始
午前 10 時までに解除されない時	終日休校とし自宅学習

(2) 指定した地域（池田市を除く各生徒の居住している市町村、および通学経由地域）に上記の警報が発令された時

午前 7 時までに解除された時	定刻どおり授業開始
午前 10 時までに解除された時	4 限目より授業開始 * 本校は休校とはならないが、1～3 限は出席停止の扱い
午前 10 時までに解除されない時	終日自宅学習 * 本校は休校とはならないが、終日出席停止の扱い